

畜産農家の皆様へ 防疫対策の徹底を!

宮崎県で発生した口蹄疫については、7月27日、宮崎市の家畜の移動制限及び搬出制限区域が解除され、ふん尿に含まれるウイルスの処理や宮崎県内の全頭目視検査が完了すれば、今月27日頃に終息宣言が出される予定となっております。

しかし、感染経路については不明な点も多く、また、北海道においては観光シーズンを迎えていることもあり、道外からの人や物の往来が大変盛んな時期となってきます。

今回の口蹄疫問題では、防疫対策や家畜の処分方法など多くの課題が残される結果となりました。

肉用牛及び乳牛をはじめとする偶蹄類の家畜を飼養管理する皆様におかれましては、今まで以上に防疫に対する意識を高めて頂きたいと思います。

なお、以下は今回発生した口蹄疫についての防疫対策を掲載致しますので、防疫対策にご活用頂きたいと思います。

口蹄疫の侵入防止対策について

口蹄疫は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こります。口蹄疫ウイルスは感染力が非常に強く、風によって運ばれたり、人や家畜に付着したウイルスにより感染が拡大します。

また、乾草などの中に含まれたウイルスが200日以上生き残ったという報告もあります。一方で、熱・酸性やアルカリ性には弱い性質を持っています。

このような性質を踏まえ、畜産農家の皆様におかれましては、次の事項に留意し、口蹄疫の侵入防止に努めて下さい。

①畜舎・牧場出入り時の消毒について

関係者以外の畜舎への立入制限を徹底し、畜舎の出入口には踏込消毒槽（塩素系消毒薬、消石灰など）を設置して下さい。また、畜舎内の清掃・消毒や牧場出入口への消石灰散布、車両消毒も重要となります。発生地からの旅行者、土産物、郵便物にも口蹄疫ウイルスが付着している可能性があることから注意が必要となります。

②家畜の導入について

現在、北海道では熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県からの偶蹄類家畜の移入禁止措置を講じています。

また、上記4県以外からの移入は当分の間自粛をお願いします。

③道外への視察について

道外の畜産施設等への視察、訪問を当分の間自粛して下さい。服や靴などに口蹄疫ウイルスが付着し、持ち帰る可能性があります。

④飼料について

粗飼料などは産地を確認し、発生地域で生産されたものについては、使用を避けて下さい。また、残飯を豚の飼料として利用する場合は、十分に加熱処理（70℃以上30分）してから給餌して下さい。

⑤異常家畜の早期通報について

飼養家畜については、毎日健康観察を行い、異常家畜の早期発見に努め、流涎（多量のよだれ）、跛行（歩き方がおかしい）、口腔・蹄等に水疱（水ぶくれ）や潰瘍形成など、口蹄疫を疑う症状を呈する偶蹄類家畜を発見した場合は、速やかに診療獣医師または日高家畜保健衛生所（TEL 0146-42-1333）まで連絡して下さい。